

事務連絡
令和8年3月24日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて（協力依頼）

標記については、「指定訪問看護事業者における医薬品の取り扱いについて」（令和7年12月25日付け医薬発第1225第5号）により各都道府県等宛てに通知した旨お知らせしたところです。

当該通知では、対応開始の前には、医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等による協議や、地域の医師会等の関係団体への事前の情報提供、臨時的な対応を実施する指定訪問看護事業者の報告等についてお示ししております。

今般、当該通知において、厚生労働省ホームページに臨時的な対応にかかる一連の流れを示す参考資料等を掲載する予定としていたこと、運用が令和8年3月1日から適用されたことに伴い、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001.html>）に、運用の詳細等を掲載しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましては、この内容について御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いいたします。